

奈良県告示第三百六十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり注射を受けることを命ずる。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに注射の方法

病名	実施する区域	実施の期日	実施する区域及び実施の期日	病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
豚丹毒	流行性脳炎	牛伝染性鼻気管炎	アカバネ病	炭疽			
発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	牛異常産三種混合ワクチンを皮下注射する。	
た豚	た豚	発生予防上適当と認め	た牛	た牛	発生予防上適当と認め	炭疽ワクチンを皮下注射する。	
発生予防上適当と認め	豚の日本脳炎ワクチン又は日本脳炎・豚パルボ混合ワクチンを皮下注射する。	筋肉内注射する。	牛伝染性鼻気管炎ワクチン又は牛呼吸器病五種混合ワクチンを筋肉内注射する。	筋肉内注射する。			

二 実施する区域及び実施の期日

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。

豚丹毒	流行性脳炎	牛伝染性鼻気管炎	アカバネ病	炭疽
県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで